

社会福祉法人 和歌山ひまわり会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 特別養護老人ホームの経営
- (イ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 老人デイサービス事業の経営
- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ウ) 在宅介護支援センターの経営
- (エ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (オ) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人和歌山ひまわり会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、和歌山県有田郡広川町和田18番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を和歌山県和歌山市有本431番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上

回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 6名

（2）監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、出席理事の中から互選で選ぶ。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に、出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 和歌山県和歌山市有本字唐摩 434 番 2 の土地

491.75 m²

和歌山県和歌山市有本字唐摩 431 番の土地

1320.24 m²

和歌山県和歌山市有本字唐摩 433 番 2 の土地

73.08 m²

和歌山県和歌山市有本唐摩 431 番 2 の土地

12.91 m²

(2) 和歌山県和歌山市有本字唐摩 431 番地、430 番地に所在の建物

鉄骨造陸屋根 2 階建 1 棟

床面積 1 階 466.00 m²

2 階 439.50 m²

和歌山県和歌山市栄谷字茶屋ノ前 58 番地 2 に所在の建物

鉄骨造合金メッキ鋼板葺・陸屋根 2 階建 1 棟

床面積 1 階 281.10 m²

2 階 177.10 m²

和歌山県有田郡広川町大字和田字天皇谷 24 番地、18 番地、21 番地 6、18 番地
先に所在の建物

鉄筋コンクリート造陸屋根・セメント瓦葺 3 階建 1 棟

床面積 1 階 1332.01 m²

2 階 920.11 m²

3 階 854.79 m²

和歌山県有田郡広川町大字和田字天皇谷 24 番地に所在の建物

鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 1 棟

床面積 1 階 416.80 m²

2 階 400.65 m²

3 階 400.65 m²

4 階 400.65 m²

和歌山県有田郡広川町大字南金屋字東出 663 番地 1、662 番地 1 に所在の建物

木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 1 棟

床面積 481.93 m²

和歌山県有田郡広川町大字和田字天皇谷 24 番地、18 番地、21 番地 6、18 番地
先に所在の建物

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3 階建

床面積 1 階 92.15 m²

2 階 575.11 m²

3 階 599.98 m²

(3) 現金 100 万円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、和歌山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、和歌山県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に提供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が

行う施設整備のための資金に対する融資と合わせて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事会が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、和歌山県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人和歌山ひまわり会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりである。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の変更を行うものとする。

理事長	三宅一郎
理事	三宅多恵子
理事	林 了締
理事	岡 博彦
理事	三宅喬史
理事	山本 繁
理事	岡田貫太郎
監事	打田俊二
監事	蓮沼雅春

(施行日)

2 この定款は昭和50年11月17日から施行する。

附 則

この定款は昭和52年 7月18日から施行する。

附 則

この定款は昭和62年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は昭和62年10月22日から施行する。

附 則

この定款は平成 3年 1月18日から施行する。

附 則

この定款は平成 6年 7月20日から施行する。

附 則

この定款は平成12年 7月24日から施行する

附 則

1 この定款は平成15年2月17日から施行する。(評議員の任期の特例)

2 定款の改正に伴い新たに選任された評議員の任期は、第17条の規定にかかわらず、平成15年11月16日までとする。

附 則

この定款は平成15年 3月27日から施行する。

附 則

この定款は平成15年12月 1日から施行する。

附 則

この定款は平成17年 7月 4日から施行する。

附 則

この定款は平成18年 4月24日から施行する。

附 則

この定款は平成19年 6月29日から施行する。

附 則

この定款は平成21年 6月 3日から施行する。

附 則

この定款は平成21年 8月10日から施行する。

附 則

この定款は平成22年 1月 4日から施行する。

附 則

この定款は平成22年 4月20日から施行する。

附 則

この定款は平成23年 7月27日から施行する。

附 則

この定款は平成28年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は平成28年 6月30日から施行する。

附 則

この定款は平成29年 4月 1日から施行する。ただし、変更後の第6条の規定は、平成29年 2月18日から施行する。

附 則

この定款は平成30年 8月14日から施行する。

附 則

この定款は令和 3年 7月 1日から施行する。

附 則

この定款は令和 6年12月 4日から施行する。

附 則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

社会福祉法人 和歌山ひまわり会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉老人和歌山ひまわり会（以下「法人」という）定款第32条の規定により、法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 理事会

(議決事項)

第2条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄付金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (13) 新たな事業の経営又は受託、事業廃止
- (14) 理事長個人と利益反する行為となる事項及び双方代理となる事項についての理事長職務代理者の選任
- (15) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合はその改善状況）
- (3) 法人定款第9条第1項及び第5条第3項の規定により理事長・常務理事が専決した事項（本定款細則第22条に定められた重要事項）
- (4) その役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第4条 理事長は、理事会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各理事に通知するものとする。

ただし、定款第9条第3項の規定による理事会の招集については、この限りでない。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要であるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(議事録)

第6条 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会終了後速やかに議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席理事氏名及び理事総数
- (4) 欠席理事氏名
- (5) その他の出席者氏名
- (6) 定足数に関する規定
- (7) 議事録署名人（2名の選出）
- (8) 議案
- (9) 議案に関する発言内容
- (10) 議案に関する審議結果
- (11) 議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日
- (12) その他必要と認めた事項

3 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。

4 議事録は、提出議案書及び報告案件書を添付して保存するものとする。

5 作成した議事録は、次回の理事会で各理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

(欠席理事への報告)

第7条 理事長は、理事会に欠席した理事に対して議事の概要及び議決結果を記録した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 監事

(理事会への参加)

第8条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、発言することができる。但し、議決に加わることはできないものとする。

(監査の実施)

第9条 定款第11条に規定する監事の決算監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。

2 監事は、前項の監事ほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときには、あらかじめ、監査事項定めておくものとする。

第4章 評議員会

(諮問事項)

第11条 評議員会で意見を聴く法人の業務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(報告事項)

第12条 評議会へ報告すべき法人の業務は、第3条の規定を準用する。

(評議員会の招集)

第13条 理事長は、評議員会を開催するときは、書面をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

ただし、定款第13条3項の規定による評議員会の招集については、この限りでない。

2 前項の書面には、提出議案書及び報告案件書を添付するものとする。

(関係者の出席)

第14条 議長は、必要であるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等

について説明させることができる。

(議事録)

第15条 評議員会の議事録は、第6条の規定を準用する。

(欠席評議員への報告)

第16条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び審議結果を記録した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

第5章 役員等の選任

(選任手続)

第17条 理事長は、定款第7条及び第6条の規定により役員及び評議員の任期満了前30日以内に、次期役員及び評議員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、次期役員等となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、履歴書を徴するものとする。

3 理事会又は評議会で、次期役員等に予選された者は、予選された日以降速やかに(少なくとも就任の日の前日まで)就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

4 理事長は、選任された役員等に対し委嘱状を交付するものとする。

(中途退任)

第18条 役員等は、止むを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(欠員の補充)

第19条 役員等の欠員補充については、第16条の規定を準用し、速やかに選任する。

(役員等名簿)

第20条 理事長は、役員等選任後速やかに役員名簿及び評議員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

第6章 事務の専決

(事務の専決)

第21条 理事長・常務理事又は施設長が専決することのできる事項は、別表の1のとおりとする。

(専決の報告)

第22条 理事長・常務理事又は施設長が専決を行なった事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会及び評議員会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成17年11月12日から施行する。

別表 1

I 理事長・常務理事専決事項

- (1) 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任命に関する事
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (4) 工事又は製造の請負については、250万円以下の契約、食料品・物品品の買入については160万円以下の契約、その他の契約については100万円以下の契約を締結すること
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されていない1件160万円未満のもの
- (6) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 入所者、利用者の処遇に係る重要な事項に関する事
- (9) 寄付金の受け入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- (10) 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- (11) 施設長の服務に関する諸願いの許可または承認に関する事
- (12) 職員の昇給・昇格に関する事
- (13) 各種証明書の交付に関する事
- (14) 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

II 施設長専決事項

- (1) 入所者、利用者の利用契約に関する事
- (2) 入居者、利用者の日常の処遇に関する事
- (3) 入所者、利用者の預り金の管理に関する事
- (4) 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- (5) 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- (6) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事
- (7) 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- (8) 臨時職員の任命に関する事
- (9) 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定、及び支給額の決定に関する事

こと

- (10) 人件費及び厚生経費に関する予算の執行、その他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が20万円未満の契約を締結すること
- (11) 収入（寄付金を除く）事務に関すること
- (12) 行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）
- (13) その他定例又は軽易な事項